

四日市市告示第 1 2 3 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。）第 1 4 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 0 条の規定により、公示します。

令和 7 年 3 月 2 6 日

四日市市長 森 智広

（ 1 ）登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせるとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

（ 2 ）登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成 2 9 年 4 月 1 日

附 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせる適合性判定の業務の範囲（令和 6 年四日市市告示第 1 5 4 号）は廃止する。

（都市整備部建築指導課）